

財政状況等一覧表（17年度）

団体名 小松島市

1 一般会計及び特別会計の財政状況（普通会計に係るもの） (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	15,657	15,822	165	169	21,122	0	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	60	239	179	179	280	0	
土地取得事業特別会計	15	15	0	0	0	0	
普通会計	15,573	15,917	344	348	21,402	0	純計により上記各会計の合計とは異なる

普通会計とは、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。

純計とは、普通会計を構成する各会計相互間・年度間等の重複額控除後の合計。

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの） (百万円)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
水道事業会計	613	600	13	-	3,164	0	法適用企業
自動車運送事業会計	397	359	38	-	13	73	法適用企業
公共下水道事業特別会計	(歳入) 3,075	(歳出) 2,998	(形式収支) 89	(実質収支) 0	1,841	197	法非適用企業
競輪事業特別会計	(歳入) 12,642	(歳出) 12,641	(形式収支) 1	(実質収支) 1	71	0	法非適用企業
老人保健医療事業特別会計	(歳入) 4,152	(歳出) 4,683	(形式収支) 531	(実質収支) 531	0	350	法非適用企業
国民健康保険特別会計	(歳入) 3,897	(歳出) 3,640	(形式収支) 257	(実質収支) 257	0	256	法非適用企業
介護保険特別会計	(歳入) 3,800	(歳出) 3,688	(形式収支) 112	(実質収支) 112	0	532	法非適用企業

法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

不良債務とは、流動負債の額が流動資産の額を超える場合、その差額をいう。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考
小松島市外三町村衛生組合	539	488	51	51	1,981	69.26%	小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村
那賀川北岸地域湛水防除施設組合	31	28	3	3	13	25.00%	小松島市・阿南市

「当該団体の負担割合」については一部事務組合の市町村負担金全体に占める本市負担金の割合。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体からの出資金 (千円)	当該団体からの補助金 (千円)	当該団体からの貸付金 (千円)	当該団体からの債務保証に係る債務残高 (百万円)	当該団体からの損失補償に係る債務残高 (百万円)	備考
小松島市土地開発公社	282	16,007	10,890	0	15,000	124	0	

5 財政指数

財政力指数	0.56	実質収支比率	4.3
実質公債費比率	17.6	経常収支比率	98.3

実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。